

平成 27 年度第 3 回 (第 138 回)

隠岐の島町教育委員会会議録

1. 開 会 日 時 平成 27 年 6 月 26 日 9 時 30 分
2. 開 催 場 所 隠岐の島町教育委員会 会議室
3. 出 席 委 員 武田浩志、秋庭ゆみ子、野津幸恵、大津義文
4. 欠 席 委 員 山本和博
5. その他出席者 八幡哲、中林眞、高宮操、砂本進
6. 開 会 宣 言 八幡課長より開会宣言をする。
7. 付 議 事 件
 - 報告第 1 号 教育長報告
 - 議 第 1 号 隠岐の島町学校職員の服務規則の一部改正について
 - 議 第 2 号 隠岐の島町社会教育委員条例施行規則の全部改正について
 - 議 第 3 号 隠岐の島町県立高等学校魅力化事業補助金交付要綱の制定について
 - 議 第 4 号 隠岐の牛突き習俗調査委員会設置要綱の制定について
 - 議 第 5 号 隠岐の島町古文書整理保存事業検討委員会設置要綱の制定について
 - 議 第 6 号 隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について
 - 議 第 7 号 隠岐の島町教育委員会議事録の訂正について
 - 議 第 8 号 隠岐の島町社会教育委員の意見陳述について

8. 議事の概要

○報告第 1 号 教育長報告

委 員 長：報告第 1 号を上程します。

(教育長欠席のため、委員長より説明)

◎全員了承した。

○議 第 1 号 隠岐の島町学校職員の服務規則の一部改正について
(総務学校教育課長より説明)

秋庭委員：昨年から適用とありますが、これに該当する事例はその間にありましたか。

八幡課長：隠岐の島町では該当者はありませんでしたが、県内であったのかはわかりません。

大津委員：国内の遠隔地は、該当になるのでしょうか。

野津委員：外国の日本人学校に赴任する場合等が該当するので、国内ではあたらな

いと思います。

八幡課長：様式の方にも記載している通り、あくまでも外国の場合のみ該当します。

◎挙手による表決を行い議決した。

○議 第2号 隠岐の島町社会教育委員条例施行規則の全部改正について

中林課長：今回議案で上程しております隠岐の島町社会教育委員条例施行規則につきましては、不備が見つかりましたので取り下げさせていただきたい。改めて次回の教育委員会で再度上程いたします。また社会教育委員について、この場をお借りしてご説明し、共通認識を持って業務に当たりたいと思います。

(資料にて生涯学習課長説明)

説明は以上でございますが、これをふまえますと第136回教育委員会の際の私及び大津委員、山本教育長の社会教育委員に対する発言は認識の誤りでした。この場をお借りして、訂正しお詫び申し上げます。

大津委員：中林課長から説明されたとおり、私の認識が間違っておりました。この場で訂正します。

◎議案取り下げについて、全員了承した。

○議 第3号 隠岐の島町県立高等学校魅力化事業補助金交付要綱の制定について
(総務学校教育課長より説明)

野津委員：オープンスクールはこれまで隠岐校も水産校も行なっていたという事でしょうか。

八幡課長：両校とも日にちを決めて、開催しています。

野津委員：何年前から行っているのでしょうか。

大津委員：多分、高校魅力化補助金がついた3年前からだと思います。

野津委員：今回補助金はどのくらいの人数を見込んでいますか。

八幡課長：隠岐校が10名、水産校が25名で予算計上していますが、増える分については対応していきたいと思います。

委員長：来年以降、寮費の補助についても検討しているという事でしたが、具体的にはどういうことを考えていますか。

八幡課長：現在水産校六十数名、隠岐校が十数名であり一人当たり数千円で補助していこうと考えています。

◎挙手による表決を行い議決した。

○議 第4号 隠岐の牛突き習俗調査委員会設置要綱の制定について
(生涯学習課長より説明)

秋庭委員：文化庁の指定を目指すという事ですが、かなりの確率で指定されるのでしょうか。

中林課長：国は奨励はしておりますが、何分審査がありますので確約されたものではありません。古文書などに牛突きの記述があれば、かなり有力なもので今後調査を進めていきたいと思えます。

委員長：国の指定を受けることで、補助金が受けられるとか何か優遇はありますか。

中林課長：国指定という事で箔はつきますが、突き牛の購入など個人の財産にかかわることですので補助金等はありません。

野津委員：こういう調査をしていることを町民の皆様にお知らせして事業の調査を進めてほしい。町民が知ることでもまた新たな資料等が発見されることもあると思えます。

中林課長：おっしゃる通りです。町全体で気運を高めていくことが大事ですので、広報等でお知らせしていきたいと思えます。

◎挙手による表決を行い議決した。

○議 第5号 隠岐の島町古文書整理保存事業検討委員会設置要綱の制定について
(生涯学習課長より説明)

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

○議 第6号 隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について
(総務学校教育課長より説明)

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

○議 第7号 隠岐の島町教育委員会議事録の訂正について
(総務学校教育課長より説明)

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

○議 第8号 隠岐の島町社会教育委員の意見陳述について

委員長：門脇氏より申し入れがありましたので、只今より会議を非公開といたします。傍聴者の皆様には、大変申し訳ございませんが退室いただきますようお願いいたします。

(これより、会議は非公開とする。)

門脇氏：それでは社会教育法に基づき、意見陳述をさせていただきます。最初に確認ですが、別冊1の議事録については、修正前でしょうか。修正後でしょうか。委員長のサインがないもので修正後なのかかわからないもので確認させてください。

八幡課長：これにつきましては、サインはありませんが修正後の議事録であります。議決後に委員長のサインを頂く予定です。

門脇氏：修正後という事でよろしいですね。このままサインがされるという事でよろしいですね。

八幡課長：はい。

門脇氏：そうしますと申し入れの4番ですけど、第136回の職員の懲戒処分は特記事項ではなく報告案件であると申し上げておりましたが、どこにあるのでしょうか。

八幡課長：8の議事の概要委員長報告に記載しております。

門脇氏：私の主旨は、ここに報告第・・号として記載すべきという事で提案しております。それは私の考えと違う処理がされていると思います。2番目の特記事項のことはどこにありますでしょうか。私はこれも議事案件であると提案しております。

八幡課長：それにつきましても、8の議事の概要の一番最初で行っておりますので、議事の一部であると考えます。

門脇氏：私は、議事第・・号として初めて議事になると思っておりますので、これでは会議の概要です。このことについては、先般6月2日に来庁して申し上げておりましたが、伝わってなかったのですね。同席した中林課長、砂本補佐にもご確認ください。

5番目の事はどうなりましたでしょうか。

中林課長：先程社会教育委員の説明の時に申しあげました通り、発言に不適切な発言がありました。私の認識が誤りであったということでお詫び申し上げます。

八幡課長：第135回の私の発言については、議事に関係なく不適切な発言でしたので、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

門脇氏：それぞれの方々が認識の誤りがあったということが記述されれば議事録には残りませんので、問題は無いと思います。他意はございません。6番目は取り下げになりましたので、またの機会にお願いいたします。申告にはありませんが、今日の議案の要綱を見ていただけませんか。今回の要綱に不備が見られるので、申し上げさせていただきます。第4号、第5号、第6号の要綱のそれぞれの書き出しが違います。これは、そろ

えるべきだと思います。第6号のプロポーザルの要綱の第1条に「適したもの」とありますが、これは「適した者」だと思います。第4号5号第8条で委員報酬を払うことになっていますが、委員に報酬を支払う場合は条例で設置だと思います。また費用弁償を払う条例があり別表に記載されているか疑問が残ります。また第3条に委員の人数が以内とありますが、そうであれば第4条の補欠という言葉は必要ないです。また委員の選出区分が欠落していると思います。第6号については、委員の任期が業務の締結までとなっていますが、これは業者の選定が済めば任期は終わっても良いのではないのでしょうか。色々不備な点を申し上げましたが、要は誰がチェックをしているかであり統一された文言で正しい規則や要綱を設置していただきたい。

本題に入ります。ホームページの事についてですが、表紙のページで文化事業というくりが無いので違和感があります。文化財という係はないので、書くのであれば文化・文化財だと思います。それから教育委員会の組織と機構で同じ機構図が出てきます。区分けをしっかりとさせていただきたい。また各委員・審議会のところには教育委員の名簿がありますが、これは附属機関の各委員を記載すべきであるし、合わせて委員会の開催の案内が掲載されているのはおかしいです。今一度見出しを考えていただきたい。7番の③の4番目の構成ですが、この教育委員会ではこの四つをどういうふうに区分けをしているのか聞きたかったです。今日回答がもらえないのであれば仕方がないですが、言葉の意味をしっかりと理解して掲載していただきたい。7番の②については、別途中林課長から伺っていますので、今日はこの場では申し上げません。8番についてですが、教育委員会制度が変わることはホームページにあった方がいいと思ったもので書かせていただきました。教育関係施設・学習集会施設の中に五箇創生館や佐々木家住宅が出てきますが、非常に違和感があります。これらが学習集会施設というならば否定はしませんが、そうであれば隠岐自然館や国分寺の蓮華の館も掲載してもいいのではないのでしょうか。何をもって学習集会施設というのか整理をして掲載していただければよいと思います。社会教育・スポーツの青少年教育及び成人教育の中身はいまだに空っぽです。私が言うよりも、教育委員の方々にしっかりと見ていただき、注意をしていただきたい。

いろいろ申し上げましたが、根幹的な事を言うと人が足りないと思います。この生涯学習という広いフィールドで仕事を行うには今の教育委員会の人数では足りません。何か手立てを考えないと私が申し上げたことにも対応することができないのが現状だと思います。そうであれば教育委員会の行事やイベントを少なくして、しっかりとした条例を作成したり、教育の方針を考えていくべきだと思います。どうか教育委員の方にもその辺を考えていただき、教育行政を進めていただきたいと思います。また古文書調査については、過去にこの教育委員会でも何度も調査しています。先人の人達が色々調査をしておりますので、ゼロからの出発で

はありません。そのことを踏まえて今後の調査を進めていただきたいと思いますという事を申し添えます。

以上ですが、今日指摘した要綱については、後日どうされるか回答がほしいと思っています。

委員長：どうもありがとうございました。大変貴重なご意見でございますので、今後要綱やホームページにつきましても相談しながら改善していきたいと思えます。今後ともご意見をお願いいたします。

八幡課長：貴重なご意見ありがとうございます。新教育長制度については、3月の広報でお知らせしております。やはりホームページにも記載した方がよろしいですか。

門脇氏：それであれば、問題ないと思えます。

中林課長：今ご指摘のあったホームページ・社会教育の事につきましては、閲覧者を裏切る行為でもありますので、早急に対応したいと思います。

委員長：以上で議案の審議を終了いたします。

9. 課長報告

- 高校魅力化事業（マッキロップ高校交流事業）について
- 総合教育会議の開催について
- 平成27年度大相撲八角部屋隠岐合宿について
- すわらじ劇団公演について
- （公財）隠岐の島町教育文化振興財団の平成26年度実績報告について
- 各種施設平成26年度利用実績について
- 平成26年度図書館年報について

10. その他

11. 協議事項

- 平成27年度第4回（第139回）教育委員会の開催について
・・・平成27年7月28日（火）9：30～

12. 特記事項

13. 閉会日時 平成27年6月26日 11：38

14. 会議録作成者 総務係 砂本 進

署名日 平成 27年 7月 28日

隠岐の島町教育委員会

委員長 武田浩志